

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「全国がん登録 届出マニュアル」、「全国がん登録 情報の提供マニュアル」及び「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」の改訂並びに「全国がん登録 情報の利用マニュアル」の策定について

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）において、病院又は指定された診療所（以下「病院等」という。）の管理者は、当該病院等における初回の診断を行った原発性のがんに関する届出対象情報を、都道府県知事に届け出ることとなっている。届出対象情報を基に全国がん登録データベースに記録された情報について、厚生労働大臣、国立研究開発法人国立がん研究センター及び都道府県知事は、全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの匿名化された情報を提供することができることとされている。また、全国がん登録情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理が求められている。

これまで、届出に当たって必要な事項については「全国がん登録 届出マニュアル 2022」（以下「旧届出マニュアル」という。）、情報の提供に当たっては「全国がん登録 情報の提供マニュアル 第 4 版」（以下「旧提供マニュアル」という。）、必要な安全管理措置の措置については「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル 第 1 版改訂版」（以下「旧安全管理措置マニュアル」という。）に基づき、届出、情報の提供及び安全管理措置が実施されているところである。

今般、別添のとおり、旧届出マニュアルを「全国がん登録 届出マニュアル 2025」（以下「新届出マニュアル」という。）、旧提供マニュアルを「全国がん登録 情報の提供マニュアル 第 5 版」（以下「新提供マニュアル」という。）、旧安全管理措置マニュアルを「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル 第 2 版」（以下「新安全管理措置マニュアル」という。）へ改訂するとともに、情報の利用に当たって必要な事項を取りまとめた「全国がん登録 情報の利用マニュアル 第 1 版」（以下「新利用マニュアル」という。）を策定したので、送付する。

それぞれ主な改訂及び策定の内容は、下記のとおりである。

貴職におかれては、法及び上記４点の各種新マニュアルに基づき、適切な取扱いについて遺漏なきを期されたい。併せて、管内の市町村、病院等その他のがん登録情報を利用する者へ、各種新マニュアルを周知いただき、適切な届出及び利用を推進されたい。

※貴管内の病院等に対しては、別添事務連絡を用いて周知をお願いする。

なお、改訂及び策定の内容については、第３１回厚生科学審議会全国がん登録部会（令和７年２月２０日）の資料１においてもお示ししているので、併せて参照されたい。

本通知の発出に伴い、以下の通知又は事務連絡で発出された各種旧マニュアルは廃止する。

- 令和４年７月１日付け事務連絡「全国がん登録届出マニュアル 2022 について」
- 令和６年４月１日付け健生発 0401 第４号厚生労働省健康・生活衛生局長通知「「全国がん登録 情報の提供マニュアル 第４版」について」
- 平成３０年３月１３日付け健発 0313 第１号厚生労働省健康局長通知「「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」の改定について」

（参考）第３１回厚生科学審議会がん登録部会（資料）

<URL>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_52282.html

記

第一 新届出マニュアルの改訂について

- １ 全国がん登録及び院内がん登録の届出ルール表記統一
全国がん登録と院内がん登録の共通項目について、届出ルールの表記を統一した。

第二 新提供マニュアルへの改訂について

- １ 利用者の範囲の明確化
情報の提供の申出を行う者（以下「提供依頼申出者」という。）ごとに、申出可能な利用目的を記載し、情報を利用した研究成果について、がん医療の質の向上に資するよう社会に還元する場合には、民間事業者も含めた研究機関等が利用可能であることを明記した。
- ２ 全国がん登録情報等の国外提供に係る運用ルールの明確化
 - （１） 匿名化された全国がん登録情報
国外へのデータ提供については、以下の条件をいずれも満たす場合に認めることとした。
 - ① 国外での利用者は、外国政府又は日本が加盟している国際機関等の公的機関に所属する者であって、法第１７条第１項第２号に規定する以下のいずれかに該当する者であること。

- ・ 国の行政機関若しくは独立行政法人から国のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者
 - ・ 国の行政機関若しくは独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者
- ② 提供依頼申出者は、国内にいる者のみとし、国外の利用者における情報管理等について共同で責任を負うこと。

(2) 匿名化された都道府県がん情報

国外へのデータ提供については、これまでに提供実績のない研究課題の場合、提供依頼申出者は都道府県へ申し出ることとし、都道府県は事前に国（国立がん研究センター）と相談の上、提供の決定を行うものとし、以下の条件をいずれも満たす場合に提供を認めることとした。

- ① 国外での利用者は、外国政府又は日本が加盟している国際機関等の公的機関に所属する者であって、法第 18 条第 1 項第 2 号に規定する以下のいずれかに該当する者であること。
- ・ 都道府県若しくは都道府県が設立した地方独立行政法人から都道府県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者
 - ・ 都道府県若しくは都道府県が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者
- ② 提供依頼申出者は、国内にいる者のみとし、国外の利用者における情報管理等について共同で責任を負うこと。

※ これまでに提供実績がある研究課題（例：国際がん研究機関が主導する「5 大陸のがん罹患（Cancer Incidence in Five Continents, CI5）」）の場合、国の行政機関等が提供依頼申出者となり、厚生労働大臣へ申し出ることとした。

3 その他

提供依頼申出書等、各種様式の整備を行った。

第三 新利用マニュアルの策定について

1 法第 20 条の規定により提供される生存確認情報の取扱いに係る方針の明確化

法第 20 条の規定により生存確認情報の提供を受けた病院等は、以下のとおり、情報の加工を行い、当該情報の受領者が加工前の情報を復元できないように措置を講じた場合に、自施設以外の第三者への提供を認めることとした。

(1) 生存者の情報の提供ができる場合

- ・ 病院等が診断日等と最終生存確認日の差から得られる期間（日数）へ加工
- ・ 受領者は、最終生存確認日を復元できないよう、上記の期間の算出に用いた診断日等の「日」の情報を削除

(2) 死亡者の情報の提供ができる場合

① 死亡日

- ・病院等が診断日等と死亡日の差から得られる期間（日数）へ加工
- ・受領者は、死亡日を復元できないよう、上記の期間の算出に用いた診断日等の「日」の情報を削除

② 死因

- ・病院等が原死因を「がんによる死亡」又は「がん以外の死亡」に置換

※ 第三者へ提供可能な条件を満たす状況においては、条件を満たした情報についてカルテに記載することは認められることとした。

2 利用者の範囲及び全国がん登録情報等の国外提供に係る運用ルールの特例の明確化
第二の1及び2に記している内容を記載した。

第四 新安全管理措置マニュアルの改訂

1 記載の整備

届出システムの名称等の記載を更新した。なお、安全管理措置の内容についての変更はない。